

令和 8 年度 職場環境改善等に関する取組の公表について

当事業所では、福祉・介護職員が安心して働き続けられる職場環境づくりを目的として、以下のとおり職場環境改善に関する取組を行っています。

【処遇改善加算等の算定状況】

[4・5 月]

- 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金

[6 月以降]

- 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

【職場環境改善等に関する取組内容】

当事業所では、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得にあたり、以下の職場環境等の改善に取り組んでいます。

○入職促進に向けた取組

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 職業体験の受入れや地域行事への参加、主催等による職業魅力度向上の取組の実施

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

○両立支援・多様な働き方の推進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる

○腰痛を含む心身の健康管理

- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等、健康管理対策の実施
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための取組

- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- 業務支援ソフトの導入
- 業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備している
- 専門家を招き、5S 活動に重点的に取り組んでいる
- 現場の課題である、物を探す時間や整理する時間の短縮に向けて、職場内の整理整頓、収納方法、作業動線の見直しを行い、職員の業務負担軽減に取り組んでいる

○やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による、個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- 地域社会への参加・包容の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施